

寄附



寄附のお礼

市民の方

甚目寺西小学校、甚目寺中学校へ
現金5万円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎ 444・1711

FAX 441・8330

福祉



金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いたします。

対象

昭和47年12月31日以前に婚姻された夫婦（婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く。）

住所要件

9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間

7月11日（月）～8月19日（金）
（土・日曜・祝休日を除く）

受付場所

・高齡福祉課（甚目寺庁舎）
・七宝・美和市民サービスセンター

申請方法

各受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本（取得から3か月以内のもの）の添付が必要です。

問合せ 高齡福祉課

☎ 444・3141

FAX 443・3555

シニアいきいきアンケート（再通知）の回答にご協力ください

70歳以上の方（要介護・要支援認定者を除く）を対象に、心身の機能低下を早期に発見するために「シニアいきいきアンケート」を4月下旬に送付し、皆様に返信のご協力をいただいています。

返信をいただけない方に対し、7月下旬に再度お知らせしますので、回答の返送にご協力ください。

また、アンケートの結果により専門職による訪問相談等をさせていた

だきます。

令和3年度においては、14,809人に通知した結果、88.1%の回答率でした。回答をいただいた方のうち3,987人が要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある方と判定されました。

なお、令和3年度の状況については、市公式ウェブサイト「地域包括支援センター」をご参照ください。

問合せ 地域包括支援センター（甚目寺庁舎）

☎ 444・3159

FAX 443・3555

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。

対象

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方が対象となります。

(1) 次のすべてに該当する人

・世帯員の中に市民税課税者がいない
・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増すごとに50万円加

算）以下

・預貯金などが単身世帯で350万円（世帯員1人増すごとに100万円加算）以下

・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない

・負担能力のある親族などに扶養されていない

・介護保険料を滞納していない

(2) 生活保護受給者

軽減対象となる費用と軽減割合

○10パーセントの利用者負担額の原則4分の1

○食費、居住費（滞在費）、宿泊費の原則4分の1

○生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費（滞在費）のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確認の交付をしますので、サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳しくは高齡福祉課（甚目寺庁舎）へお問い合わせください。

問合せ 高齡福祉課

☎ 444・3141

FAX 443・3555

戦没者遺児の皆様へ

日本遺族会は、令和4年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。

同事業は、戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域での慰霊追悼や友好親善をはかることを目的としています。

費用は参加費として10万円です。

実施地域

広域地域

- ①西部ニューギニア②ボルネオ・マレー半島③トラック諸島④パラオ諸島⑤ソロモン諸島⑥フィリピン(1次)⑦マリアナ諸島⑧ミャンマー・タイ⑨東部ニューギニア⑩ビスマーク諸島⑪台湾・バシー海峡⑫マーシャル・ギルバート諸島⑬フィリピン(2次)⑭中国

特定地域

- ①西部ニューギニア②東部ニューギニア③ミャンマー

※実施地域は変更となる場合があります。また、地域ごとに申込締切日があります。

申込・問合先 愛知県遺族連合会

☎231・6504

保険・年金



国民年金保険料を納めることが困難な方へ

毎月納めていただく国民年金保険料ですが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることが難しくなることもあります。

学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除または納付猶予となる制度があります。

令和4年度分については、7月1日から申請できます。基礎年金番号の分かるものを持参していただき、保険医療課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターにて申請してください。

なお、失業の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写しが必要となります。

問合先

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

高齢受給者証の更新について

70〜74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証は7月末日に有効期限を迎えます。7月下旬に8月1日から使用する受給者証を圧着ハガキで送付します。

高齢受給者証が届きましたら、記載事項を確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに受給者証が届かない場合は、保険医療課(甚目寺庁舎)へご連絡ください。

有効期限の切れた高齢受給者証は、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

対象者 70〜74歳の国民健康保険加入者

問合先

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

後期高齢者医療制度の重要なお知らせ

★被保険者証の更新…新しい被保険者証を今年度は全員に2回お送りします。7月に送付する被保険者証(赤茶色)の有効期限は令和4年9月末までです。10月以降は9

月に改めて送付する被保険者証(青色)をお使いください。

★窓口負担割合の変更…令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月ごろ届く2回目の被保険者証でご確認ください。

★制度に関するご質問…あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570・011・558

(7月11日〜12月28日 ※土日祝を含む) 8時45分〜17時15分

問合先

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

7月ごろ送付

1回目被保険者証

有効期限
8月1日
〜9月30日

9月ごろ送付

2回目被保険者証

有効期限
10月1日
〜令和5年
7月31日

年金相談「相談無料・事前予約制」 年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、当日は相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等の親族であつても、相談内容に該当する本人の委任状が必要になります。

日時 7月26日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

定員 10名

相談時間 1人20分まで

場所 甚目寺庁舎 相談室

持ち物 本人確認ができる書類、基礎年金番号がわかる書類

予約方法 7月5日(火)から受付を開始します(土・日・祝日を除く)ので、午前8時30分から午後5時15分の間に、保険医療課(甚目寺庁舎)に電話または、ご来庁ください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

環境・衛生



発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処理工場の火災事故は、「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池、充電式電池含む」の不燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけではなく、市全体のごみ収集に、多大な影響もおよぼしかねません。

日頃から、市民一人ひとりにより以下の場所で適切に分別して出すことで、火災事故発生の未然防止につながります。

これらのごみは、不燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方にご協力ください。

①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区：第2水曜日、美和地区：第3水曜日、甚目寺地区：第4水曜日)の午前9時まで。

②あま市リサイクルステーション(甚目寺庁舎駐車場内)毎日：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く)。開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

マイナンバーカード

マイナンバーカードの出張申請を募集中です

市職員等が企業、団体、商業施設などを訪問し、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。その場でマイナンバーカード申請用の顔写真撮影、申請書の記入補助などを行います。

詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。



場所 企業、団体、商業施設、市民の方が集まる場所

問合先 情報推進課

☎444・1373

FAX 444・0982

都市計画



名古屋都市計画生産緑地地区の変更

名古屋都市計画生産緑地地区の都市計画を変更しました。関係図書は、次のとおり縦覧できます。

縦覧場所 都市計画課(本庁舎)

問合先 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

交通安全

夏の交通安全県民運動

期間 7月11日(月)～7月20日(水)までの10日間

(県内一斉交通大監視：7月15日(金))

午前7時～午前9時の間

運動重点

○子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
○飲酒運転根絶等に向けた安全運転意識の向上

○自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.72

名称 篠田乙柳の交差点周辺
場所 篠田乙柳

南北方向の道路は交通量が多く、みなスピードが速い。西からの道路は斜めに交わっており、交差点角には建物があるため見通しが悪い。通学路がこの交差点を南北に横断しているが、児童は右左折する自動車にいつもおびやかされる。さらに、南北方向の道路では自動車に追いやられ、狭い路側帯のさらに端を歩かざるを得ない。遊びながら歩く子もいるので、とても危険。登下校の時間帯は特に、ドライバーは減速を心がけること。また、一旦停止は必ず実行。(市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



(危険とを感じる場所や体験等の情報を募集しています)
問合先 安全安心課
444-0862
FAX 441-8330

その他



大雨から守ろう 総合治水 デジタルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

期間 7月26日(火)～7月31日(日)
場所 甚目寺公民館

※総合治水に関する情報は、「新川」

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和4年4月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	0件	-6件
乗物盗(自動車盗など)	6件	-4件
非侵入盗(車上ねらいなど)	15件	+6件
計	21件	-4件

問合先 安全安心課
444-0862 FAX441-8330

防犯

令和4年中
交通事故死者数

地域	死者数
愛知県	43人
津島警察署管内	0人
あま市	0人

令和4年4月末現在

問合先 安全安心課
444-0862
FAX441-8330

境川流域総合治水対策協議会ウェブサイト(<http://www.sougo-chisui.jp>)をご覧ください。

問合先 土木課

441-7113
FAX 441-8387

株式会社義津屋と協定締結

「子育て支援に係る連携・協力及び高齢者地域見守り協力」

4月26日に株式会社義津屋と「子育て支援に係る連携・協力に関する協定」及び「高齢者地域見守り協力に関する協定」を締結しました。

子育て支援に関する協定は第1号となり、今後は主に児童虐待防止のための見守り活動の実施により、早期発見・早期対応につながるネットワーク体制構築の礎として、子育て全般においても連携・協力して取り組んでいきます。

また、高齢者地域見守り協力に関

する協定は、地域において高齢者の異変を発見した場合に、市へ連絡していただくことで市と事業所での見守りの強化を行うものです。

問合先 子育て支援課

444-3173
FAX 443-3555
444-3159
FAX 443-3555

地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

子育て支援に係る連携・協力に関する協定締結式 高齢者地域見守り協力に関する協定締結式



交通安全まんが みどりちゃん

沢村ツトム



合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

既存の単独処理浄化槽またはくみ取便所から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。

対象となる浄化槽

- ・浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- ・生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの。
- ・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知(平成4年10月30日衛浄第34号)に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの。

補助金対象区域

公共下水道の事業計画区域外の区域

補助金の交付要件

- ・対象区域内に居住し、住所を有する者が、既設の単独処理浄化槽またはくみ取便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者。ただし、次の事項に該当する方は、補助を受けることができません。
- ・浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出を受けずに合併処理浄

化槽を設置する者。

- ・建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項に規定する確認を受けて合併処理浄化槽を設置する者。
- ・販売または賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する者。
- ・補助金の交付決定前に補助事業に着手した者。
- ・11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者。
- ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- ・市税を滞納している者。

補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の区分に応じ、限度額があります。

人槽区分	限度額
5人槽	33万2千円
6～7人槽	41万4千円
8～10人槽	54万8千円

なお、合併処理浄化槽の設置に併せて単独処理浄化槽またはくみ取便所を撤去する場合は、その撤去に要する費用または9万円のいずれか低い額を加算します。また、合併処理浄化槽の設置に併せて宅内配管工事を施工する場合は、その宅内配管工事に要する費用または10万円のいずれ

か低い額を加算します。

申請される方へ

補助金の申請は、毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

問合先 下水道課

☎441・7116

FAX 441・7137

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)

期間 7月1日(金)～8月31日(水)

スローガン 非行の芽 はやめにつもつ みな我が子

主唱 愛知県、愛知県青少年育成県民会議、あま市青少年健全育成推進協議会

問合先 七宝公民館

☎444・2511

FAX 444・2512

平和の署名への記帳にご協力を

「平和の署名」の記帳コーナーを市内の各施設に設置します。記帳していただいた署名は、8月15日(月)、8月16日(火)に被災地広島を訪れる中学生の代表によって届けられます。

期間 7月1日(金)～29日(金)

※各施設の休館日を除く。

場所 本庁舎、甚目寺庁舎、七宝公民

館、美和公民館、甚目寺公民館、七宝総合体育館、甚目寺総合体育館、美和文化会館、七宝焼アートヴィレッジ、市民活動センター

問合先 企画政策課

☎444・1712

FAX 444・0982